



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年4月 11日 (火) 岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
出 納 管 理 課	用 度 係	宗 宮 由 佳	内線 8021 直通 058-272-8715 FAX 058-278-2787

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

企業や官公庁向けの電力販売でカルテルを結んだとして公正取引委員会は令和5年3月30日、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）違反で電力会社5社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令等を行った。

また同日、公正取引委員会は本件に係る課徴金減免制度の適用事業者として3社を公表した。

2 対 応

行政処分を受けた5社のうち、岐阜県入札参加資格者名簿の登載業者である中部電力ミライズ（株）に対し、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」第2及び別表第2第2号の規定にもとづき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者及び停止期間

停止事業者	本社所在地	資格停止の期間
中部電力ミライズ（株）	愛知県	令和5年4月12日から令和5年9月11日まで （5か月）

4 参 考

- 公正取引委員会による行政処分等の対象事業者
（岐阜県入札参加資格者名簿登載事業者についてのみ記載）

	排除措置命令	課徴金納付命令	課徴金減免
中部電力ミライズ（株）	○	○	—
関西電力（株）	—	—	—

- 「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」（抜粋）
（入札参加資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1及び第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について個別の入札に参加できないようにする措置（以下「入札参加資格停止」という。）を行うものとする。

別表第2第2号

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	3か月以上 5か月以内